

芦屋市新型コロナウィルス感染症対策 中間まとめ

芦屋市新型コロナウィルス感染症対策本部
令和2年8月

はじめに

本書は、令和2年1月16日に国内で初めて新型コロナウイルス感染症の患者が確認されて以降、刻々と変化する感染状況への取組を6月末時点でまとめたものである。

国内初の患者発生を受け、1月16日に市立芦屋病院において、中国語併記のポスターを掲示するとともに、1月20日には、市ホームページで、「中国武漢で原因不明の肺炎」の注意喚起を行った。また、関係各課の調整会議を組織し、1月23日には、「患者が確認された際の救急搬送や受診体制」等の協議を開始した。

翌24日には、市と市立芦屋病院ホームページの「注目情報」「お知らせ」欄のトップにおいて注意喚起を行うなど、市民への周知に取り組んだ。

2月1日には、政府が新型コロナウイルス感染症を感染症法の指定感染症（二類）として前倒し施行したことを踏まえ、2月3日に、市長を本部長とする「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議」を設置し、実施体制については「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」を準用して取り組むことを決定した。

2月25日に国から「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が発出され、同月27日には安倍首相より「全国の小中高、特別支援学校を臨時休校」の要請がなされたことを受け、「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、以降は、国・県・近隣市の動向を情報共有するとともに、市立学校園の休業、市主催イベント等の延期・中止、市立施設の利用制限、市独自支援策等の検討を行い実施した。

本市の患者は、3月11日に2例が確認されて以降、6月末時点で27例の患者が確認されている。保健所設置自治体ではない本市が患者やその家族への直接的な支援を行うことはなかったが、兵庫県芦屋健康福祉事務所や医療機関等の関係機関と連携を図りながら、感染防止対策に取り組み、検査体制や医療体制の整備に努めた。4月7日に発令された「緊急事態宣言」は、5月21日に首都圏1都3県及び北海道を除く地域で解除され、本市では、「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」等を作成・公表し、6月1日にはガイドラインに基づく感染防止対策を実施したうえで市立施設の利用を再開した。

本書においては、本市の6月末までの一連の取組を振り返り、課題を整理し、次なる感染拡大期に向けて、感染症対策の強化に取り組むこととしている。

「withコロナ」の時代における「新しい生活様式」が、市民の皆さまの日常に寄与することを願う。

令和2年8月

芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部

<目次>

はじめに

第1章 芦屋市の取組の経過	1
第1節 時系列でみる市の動き	1
第2節 市内における患者発生状況	5
第2章 取組の概要	6
第1節 感染拡大防止対策	6
(1) 市主催イベント等の中止	6
(2) 市立施設の閉鎖・利用制限	6
(3) 学校園の臨時休業	7
(4) 保育所・放課後児童クラブ等	8
第2節 市民生活の維持・支援	11
(1) 社会福祉施設等への対応	11
(2) 児童福祉施設等への対応	11
(3) 医療機関等への対応	12
(4) こども・高齢者・障がいのある人への対応	13
(5) その他	14
第3節 個人向けの支援	15
(1) 特別定額給付金	15
(2) 相談窓口	15
(3) 住居確保給付金	16
(4) 生活福祉資金・緊急小口資金	16
(5) 水道・下水道基本料金の免除	17
(6) 各種保険料の減免関係	17
(7) 傷病手当金	18
(8) 各種税の軽減関係	19
(9) その他	20
第4節 事業者向けの支援	21
(1) 緊急融資制度	21
(2) 休業要請事業者経営継続支援金（追加支援金）	21
(3) 休業要請事業者経営継続支援金（追加支援休業要請延長分）	22
(4) 個人事業主事業所賃料支援	22
(5) 市内飲食店応援サイト・インスタグラムでの情報発信	23

第5節 市民への広報・報道対応	23
(1) 広報紙の活用（特集の活用）	24
(2) ホームページ・SNS・広報番組の活用	24
(3) 広報掲示板及び全戸配布ビラの活用	26
(4) 市内巡回（道路パトロールカーによる市内パトロール等）	27
(5) あしや防災ネット	28
(6) 防災行政無線	28
(7) 市民からの問い合わせ、意見、要望等	28
(8) 電話相談窓口の周知	28
(9) その他	28
第6節 職員への対応	29
(1) 時差出勤	29
(2) 特別休暇	29
(3) 在宅勤務	29
第3章 第2波に向けて	30
1 市民の生活習慣	30
2 事業者支援	30
3 教育体制	31
4 地域コミュニティ	31
5 行政の業務改革	32
6 備蓄体制	32
7 災害対応	33
8 医療体制	33
おわりに	34
資料編	35
新型コロナウイルス感染症対応時系列一覧	資-1
本市における取組の経過	資-7
新型コロナウイルス感染症対策補正予算一覧	資-15
新型コロナウイルス感染症関連の物資の寄附について	資-17
市長メッセージ	資-18
全戸配布ビラ	資-27
お困りです課 月別相談内訳	資-36
お困りです課 受付件数（新型コロナウイルス関係）	資-37

第1章 芦屋市の取組の経過

本章では、新型コロナウイルス感染症対策について、市・県・国の動きをまとめるとともに、市内の患者発生状況について触れる。

第1節 時系列でみる市の動き

市の動きの主な内容については、下表のとおり（国・県等の動きは資料編資-1 参照）

期間	内容
令和2年 1月16日	市立芦屋病院内に「患者さんへのお願い」のポスターを掲示（日本語・中国語）
1月20日	市ホームページにて、「中国武漢で原因不明の肺炎」の注意喚起
1月23日	第1回新型コロナウイルス庁内関係課調整会議の開催
1月24日	市・市立芦屋病院ホームページ「注目情報」「お知らせ」欄のトップに注意喚起を掲載
1月27日	庁議報告・職員周知
1月29日	第2回新型コロナウイルス庁内関係課調整会議の開催
2月3日	第1回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議の開催
2月7日	第1回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議実務者会議の開催
2月10日	第2回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議の開催
2月17日	第3回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議の開催
2月25日	第4回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議の開催
2月26日	第5回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議の開催 市主催のイベント等の延期または中止を決定（～3月10日）
2月27日	第1回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
2月28日	第2回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市立小学校・中学校の臨時休業を決定（3月3日～春休み）
3月2日	第3回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市主催のイベント等の延期または中止の延長を決定（～3月31日）
3月3日	市立小学校・中学校 臨時休業（～春休み）
3月5日	第4回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
3月9日	第5回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
3月11日	芦屋市で初の感染者2例（県内30・31例目）確認

	第6回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市立幼稚園の臨時休業・認定こども園（幼稚園部）の休園を決定
3月12日	第7回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市立施設（市民センター・集会所等）の貸室閉鎖を決定（～3月31日） 市長より「市内初の感染者の確認と市の対応等について」のメッセージを発信（市立施設の貸室閉鎖等のお知らせと合わせて全戸配布）
3月13日	市立幼稚園の臨時休業・認定こども園（幼稚園部）の休園（～春休み）
3月16日	第8回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
3月23日	第9回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
3月25日	第10回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市主催イベントや事業の延期・中止、市立施設の利用制限の延長決定（～4月15日）
3月26日	第11回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
3月30日	第12回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
4月6日	第13回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 第14回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市立学校園 5月7日までの臨時休業を決定
4月7日	※「緊急事態宣言」発令 第15回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市長より「緊急事態宣言」に基づく「外出自粛の要請（～5月6日）」等のメッセージを発信（全戸配布）
4月8日	第16回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
4月13日	第17回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 第18回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
4月14日	第19回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市長より「在宅勤務による出勤者の抑制、事業者の皆様への協力要請」等のメッセージを発信
4月15日	第20回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市職員の在宅勤務による出勤者の抑制開始
4月16日	第21回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 保育所・放課後児童クラブ等の「特別保育」「限定的受け入れ」を開始

4月17日	第22回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
4月22日	第23回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
4月24日	第24回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
4月28日	第25回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 「緊急事態宣言」に係る対応について延長決定（～5月31日）
5月7日	第26回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
5月11日	第27回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
5月15日	第28回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
5月20日	「特別定額給付金の申請書の送付開始」「給付金サギに注意」「電話相談窓口のご案内」ビラ全戸配布
5月21日	※「緊急事態宣言」解除 第29回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
5月22日	「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」、「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン」、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル」作成
5月23日	保育所・放課後児童クラブ等の「特別保育」「限定的受け入れ」を終了
5月25日	第30回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
6月1日	第31回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催 市立施設(市民センター・集会所等)の貸室利用の制限を設け再開 市立学校園の臨時休業の解除・学習活動の再開
6月5日	第32回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
6月15日	第33回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
6月19日	芦屋市で患者1例（市内26例目、県内700例目 県内発生34日ぶり）確認
6月22日	第34回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催 「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」等について改定（案）を決定
6月29日	第35回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
7月1日	「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン（7月1日改定）」等の適用開始（6月24日公表） 歌唱、演奏、運動、調理等の利用制限を解除

本市においては、1月16日の国内初の患者発生を受け、同日に市立芦屋病院において、中国語併記のポスターを掲示するとともに1月20日に市ホームページで市民への注意喚起を行ったことが新型コロナウイルス感染症対策の取組のスタートであった。

感染症対策は、都道府県や政令指定都市、中核市などの保健所設置市が実施主体となっているため、本市においては、兵庫県の方針を基に取組を進めなければならなかったが、実際には、この時点では、兵庫県芦屋健康福祉事務所（芦屋保健所）（以下「芦屋健康福祉事務所」という。）との具体的な情報の共有までには至らなかった。しかし、休日応急診療所において新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が受診した場合に、どのような手順で患者を搬送したら良いのか等々のルール化が必要であるとの認識から、1月23日には、企画部、こども・健康部、都市建設部、消防本部、芦屋病院事務局等の庁内関係課が参集した第1回新型コロナウイルス庁内関係課調整会議を開催し、患者の把握から病院搬送までの手順の確認を行った。後に、このルールが実際に生かされる例が発生し、患者搬送のルールを早期に共有化することの重要性を改めて認識することとなった。

1月29日には、第2回新型コロナウイルス庁内関係課調整会議を開催し、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として法的効力を発揮するまでの間の対応並びに医療機関の相談窓口の役割を芦屋健康福祉事務所が担うことを共有した。

2月1日には、感染症法における指定感染症として前倒し施行されたことを踏まえ、2月3日には、第1回の「新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議（以下「推進本部会議」という。）」を設置、その後も2月26日までの間、毎週推進本部会議を開催し、患者数の動向、国・県の動き等の情報共有を行い、適宜、市民への周知や注意喚起に取り組んだ。なお、推進本部会議は、平成27年3月に策定した、「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」を準用して取組を進めた。

2月27日には、安倍首相から、3月2日から春休みまでの間の「全国の小中高、特別支援学校を臨時休校」との要請を踏まえ、同日に新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置した。以後、ほぼ毎週対策本部を開催し、国・県・近隣市の動きを情報共有するとともに、感染症対策についての協議・検討を重ねた。

3月1日には、県内初の患者が発生し、その後11日には、本市初の患者が発生したため、市民への一層の注意喚起と「手洗い」や「咳エチケット」、「外出自粛」等の要請など、市民一丸となって感染予防に取り組むよう協力を求めた。

4月7日には、安倍首相より兵庫県を含む7都道府県を対象に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく「緊急事態宣言」が発令され、兵庫県知事より「緊急事態宣言」の発令に基づく外出自粛等の要請を受け、市長からの「外

出自肅の要請」等のメッセージを全戸配布した。本市においては、4月7日に2例、9日に5例の患者が確認されるなど、患者の発生が続いたため、市民からの問い合わせが日々増加していった。

4月15日からは、市職員の在宅勤務の取組を開始するとともに、市内の事業者へのメッセージなど、新型コロナウイルス感染症対策は、市と市民・事業者との協力・連携を欠いては進めることはできないことを、市長から継続して市民・事業者へ発信した。

この間、市主催のイベント等の延期または中止や市立施設の貸室も閉鎖するなど、市民の理解と協力を得ながら感染拡大防止に努めた。

これらの取組により25例目の患者が確認された5月5日を最後に、新たな患者の発生は確認されなかった。5月4日には国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議より「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践例等）の公表並びに安倍首相より緊急事態宣言を5月31日まで延長するとの表明を踏まえ、新しい生活様式を取り入れた「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」の作成に着手した。

5月21日には、兵庫県を含む関西2府1県が「緊急事態宣言対象区域（特定警戒都道府県）」から解除され、続いて25日には、特措法に基づく緊急事態宣言が全面解除された。

6月1日には、すでに作成した公共施設利用ガイドラインを遵守のうえ、市立施設（市民センター・集会所等）の利用を再開するとともに、市立学校園の臨時休業を解除し学習活動を再開するに至った。対策本部は、6月末日までに35回開催し、感染症対策の各局面において様々な対策を検討、決定、実施していった。

第2節 市内における患者発生状況

本市においては、令和2年3月11日に市内初の患者の発生以降、6月末日までに27例の患者が発生している。

性別・年代については、下表のとおり

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	合計	割合
男性	0	3	1	4	4	3	2	0	17	63.0%
女性	0	2	3	3	0	2	0	0	10	37.0%
合計	0	5	4	7	4	5	2	0	27	100.0%
割合	0.0%	18.5%	14.8%	25.9%	14.8%	18.5%	7.4%	0.0%	100.0%	

27例のうち、「感染経路が特定できず」となった方は、7例であった。

本市においては、患者や家族と直接関わることはなかったが、必要に応じて芦屋健康福祉事務所と密に連携を取り、協力しながら感染症対策に取り組んだ。

第2章 取組の概要

本章では、市が主体的に行った主な感染症対策についてまとめている。

第1節 感染拡大防止対策

（1）市主催イベント等の中止

本市においては、2月25日に国から示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえて、市主催のイベント等の延期または中止を決定し、各施設において順次市民への周知を行った。この頃には、市職員が一斉に入力できる共有フォルダを作成し、イベントの延期または中止が決定する毎にそれを一覧表に記載の上、ホームページに反映することで周知を図る仕組みも作った。この仕組みは、現時点においても全職員共通のルールとなっている。

（2）市立施設の閉鎖・利用制限

市立施設は、その管理体制も、市直営、指定管理、委託等と運営形態が多様であるため、施設の閉鎖や利用制限が急遽決定したことから、閉鎖当初は、施設によって説明内容に齟齬が生じ混乱を招くこともあったが、その後は、各施設から予約された方に連絡を取り、事情を説明した後、利用料金等についても返金するなどの丁寧な対応に努めた。

緊急事態宣言の解除が見通せるようになった頃には、施設利用のガイドラインの作成が必要との認識から、各施設の所管課と協議・検討を行い、一律の利用制限を設けるのではなく、共通する項目についてのみルールを決定し、必要に応じて各施設の特性や利用状況に合わせた独自のガイドラインを作成することで柔軟な対応を行うこととした。

主な社会教育施設の時系列の対応状況は次のとおり。

市民センター・公民館については、3月11日に市内で患者が発生したことを受け、翌12日から5月末まで臨時休館とし、6月1日からは一部利用制限を設けたうえで開館し、7月1日からは通常どおりの開館とした。

図書館については、3月4日から、利用者が長時間利用し感染リスクの高い本館2階閲覧室・リフレッシュコーナーを閉鎖し、その後3月12日正午からは本館・分室の休館、4月15日以降は完全休館とした。6月1日から開館したが、本館2階は6月23日からの再開とした。

また、体育館・青少年センターについては3月12日から臨時休館とし、

6月1日から一部を除き利用制限を設けての開館とした。

6月15日にはトレーニングルームを再開し、7月1日からはカフェを除き全館再開した。

社会教育施設は、日常から多くの市民が利用する施設ではあるものの、窓口業務は継続していたこともあり、職員が感染拡大防止の趣旨を丁寧に説明することにより、大きな混乱は生じなかった。

(3) 学校園の臨時休業

学校園においては文部科学省並びに兵庫県教育委員会が示した「新型コロナウイルス感染症対策」による学校の臨時休業要請を受け、市立小中学校においては3月3日から（市立幼稚園においては3月13日から）春休みに入るまで臨時休業とし、その後、緊急事態宣言の発令を受けさらに延長し、最終的には5月31日までの期間を臨時休業とした。この間、日々刻々と変わる感染状況の中で、保護者への情報提供の時期や手法、また、県及び近隣各市の取組との均衡など、本市の判断に苦慮する局面が幾度となくあった。

休業期間中は幼稚園、小学校において、家庭で一人で過ごすことが困難な幼児・児童に対して、特例登園・特例登校を実施し、中学校においては特別な支援を要する生徒を対象に、中学校での受け入れ体制を整えた。

また、休業中のすべての幼児・児童を対象に園庭・校庭開放を実施し、子どもたちが戸外で過ごす居場所づくりに努めた。特に幼稚園においては在園児以外の親子にも利用いただき、地域での居場所づくりの一助となったのではないかと考えている。

学校園の教職員は、休業期間中に各家庭への電話連絡を行い幼児・児童・生徒の状況把握に努めるとともに、教職員による全家庭へのポスティングを行い、年齢・学年に応じた教材や健康カード等を配布し、幼稚園においては園だよりやぬり絵、折り紙等を配布し、幼児はもとより保護者からも「楽しく家庭で過ごすことができた。」等の感謝の言葉が寄せられた。

また、保育所、こども園を所管する子育て推進課と連携のうえ、往復はがきにより幼稚園からのメッセージを送付し、子どもたちからは、自宅での様子を文字や絵で表現したものを返信してもらう取組を行い、休業期間中の子どもや家庭との繋がりを保つ一定の効果があったと考えている。

休業期間が当初の想定より長引く状況になったことから、教育長メッセージや学校園長メッセージ動画の配信を行い、休業中の子どもたちや保護者を激励

するとともに、学校園の教職員による学習動画や読み聞かせ動画の配信の取組を始め、家庭にインターネット環境がない児童・生徒に対しては、打出教育文化センターと連携し、パソコン及びルーターを貸与することで学習支援を行った。

国の緊急事態宣言解除後には、5月20日から5月31日までの期間に2回、登校園可能日を設定し、分散（少人数）登校園を実施した。さらに学校を再開した6月1日から6月26日までの期間については、3段階に分けた分散登校園を行い、幼児・児童・生徒の様子を見ながら、段階を追って学校園生活のリズムを取り戻せるよう配慮し、特に新1年生や新入園児に対しては、生活の仕方を丁寧に指導し、安心して学校園生活が過ごせるように努めた。

子どもたちは徐々に元の生活に戻ったことにより、安心して新しい学校園生活を送ることができ、6月29日からは本来の授業・保育に移行することができた。

予定していた様々な行事については、その実施の可否や実施方法について教育委員会と学校園とで、より良い学校園生活の在り方を現在も引き続き協議しながら進めている。

なお、学校園の再開に向けては、教育委員会において「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル」を作成し、全学校園に配布することで対策を徹底した。このマニュアルは感染拡大状況に応じて、隨時、最新情報に改訂している。

（4）保育所・放課後児童クラブ等

（ア）保育所等における対応

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、市主催の各種イベント等の中止が決定されたことから、市立保育所等の園庭開放を2月27日から中止することとした。

3月1日には、兵庫県において患者が確認されたことを受け、登園前の検温や体調不良児の登園自粛のほか、可能な限り家庭保育の協力を要請した。

また、3月11日に本市初の患者が発生したことを受け、3月13日から市立認定こども園の幼稚園部を休園することとした。

4月7日に緊急事態宣言が発令されたことを受け、4月8日には3月2日まで遡って保育料等を減額（還付）すること及び育児休業からの復職を7月1日まで延長することを決定し、更なる登園自粛の要請を行った。

さらに4月16日からは、真にやむを得ない事情があると認められる家庭のみ登園する「特別保育」に切替えたことで、登園者数を1～2割程度まで減少させることができ、更なる感染防止対策へと繋がった。

この「特別保育」は、子どもの命を最優先に考え、保護者が医療従事者や消防、警察、介護など社会機能を維持するため就業を継続しなければならない場合や、ひとり親家庭など、真にやむを得ないと判断される場合に受け入れるもので、多くの保護者からは「仕事が休みやすくなった」との声が寄せられ、概ね理解と協力が得られた。

この期間中、幼稚園を所管する教育委員会と連携し、家庭で過ごす子どもたちへの支援として、往復はがきにより子どもたちへのメッセージを送付し、子どもたちからは自宅での様子を文字や絵で表現して返送してもらう取組を実施した。

子どもたちや保護者からは多くの感謝の言葉が寄せられ、感染症対策を行なながら懸命に働く保育所現場職員の大きな励みになった。

5月21日には緊急事態宣言が解除されたことを受け、一旦は5月31日まで延長を決めていた「特別保育」を5月23日に終了することとし、以降は6月末まで、家庭の事情が許す範囲で登園自粛を要請するかたちに戻し保育料減額の対象期間とした。

この保育料減額は、一人ひとりの休園日数の日割り計算で行うため、事務量が膨大で6月末時点においても事務処理が継続しており、今後、事務処理方法や体制についての検討が必要である。

6月1日からは市立認定こども園の幼稚園部を再開し、安全確保の観点から段階的に第2週目までは隔日登園、第3週目から通常登園とした。

また、3月18日に私立保育所や認可外保育施設等に市の備蓄マスクや消毒液を不足する施設に配布したことを皮切りに、国の補助制度も活用し、必要に応じて数回にわたりマスクや消毒液をはじめ空気清浄機等の衛生備品を配布し、保育施設内での感染防止対策の強化を図った。

保育所、認定こども園等の通常保育の再開にあたっては、「6月からの保育について」と、園児用「健康管理表」を配布し、各施設におけるマスクの着用や、検温、消毒、換気の徹底、各行事の見直しなど「新しい保育様式」による感染防止対策を周知したところであるが、特に乳児の場合は、保育中の接触は避けることができないため、より細心の注意を払う必要があった。

(イ) 放課後児童クラブの対応

文部科学省並びに兵庫県教育委員会が示した「新型コロナウイルス感染症対策」による学校の臨時休業要請を受け、3月3日から小学校の特例登校を開始することとなった。

放課後児童クラブは厚生労働省の指示により、長期休業期間（夏休み等）と同等の午前8時からの受入れを開始した。受け入れにあたり、登級前の検温や体調不良児の登級自粛のほか、可能な限り家庭保育の協力を要請した。

4月7日に緊急事態宣言が発令されたことを受け、4月8日には3月2日まで遡って育成料等を減額（還付）することを決定し、更なる登級自粛の要請を行った。

さらに4月16日からは、真にやむを得ない事情があると認められる家庭のみ登級する「限定的な受け入れ」に切替えたことで、登級者数を1～2割程度まで減少させることができた。

5月21日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、「限定的な受け入れ」を5月23日に終了することとし、以降は6月末まで、家庭の事情が許す範囲で登級自粛を要請し、育成料減額の対象期間とした。

6月1日からは段階的に小学校が再開され、それに合わせながら運営を行っていたが、6月29日からは通常どおりの開級時間とした。

再開にあたっては、「放課後児童クラブ『限定的な受け入れ』の終了及び家庭での育成の協力依頼について」を保護者に配布するとともに、各施設においてマスクの着用や、検温、消毒の徹底、各行事の見直しなど感染防止対策を周知したが、放課後児童クラブは集団生活の場であり、学級生活の中である程度の接触は避けることができないため、感染防止対策により細心の注意を払うよう努めている。

また、3月には施設に市の備蓄マスクや消毒液を配布したことを皮切りに、国の補助制度も活用し、必要に応じて数回にわたりマスクや消毒液をはじめ空気清浄機等の衛生備品を配布し、放課後児童クラブ内での感染防止対策の強化を図った。

第2節 市民生活の維持・支援

（1）社会福祉施設等への対応

介護保険サービス事業者及び障がい福祉サービス事業所等向けホームページを創設し、厚生労働省通知及び市からの事務連絡を掲載するとともに個別メール等での情報発信を行い、感染予防対策や事業実施の基準などの新型コロナウイルス感染症への対応について、継続して周知を行った。

3月6日以降、衛生用品の確保が困難となった市内の介護保険サービス事業者（72法人）、障がい福祉サービス事業所等事業所（38施設）に対して、市の備蓄及び寄附のあったマスクや消毒液等を計4回に渡って配布した。また、濃厚接触者等へのサービス提供を行う場合で、事業所において資材が不足する場合に、アイソレーションガウン、ゴーグル、N95マスク等を必要に応じて提供した。

また、市の独自支援策として、利用者の利用自粛に伴う収入の減少を支援するため、収入が2割以上減少した事業所に対し1法人あたり30万円を上限とする「事業継続支援金」制度を創設し、5月から申請受付を開始した。

6月末の段階で、支給済み件数は介護保険サービス事業者3件、障がい福祉サービス等事業者2件である。申請期限を8月末としているが、第2波の影響を考慮し、申請期間の延長も検討する必要がある。

併せて、濃厚接触者等と認定された通所サービス等の利用者にホームヘルプや訪問看護等のサービスを提供する事業者に対して助成金を支給する「介護保険サービス等提供継続支援助成金」制度を創設した。

また、感染拡大防止のために、布マスクを作製及び販売した障がい福祉サービス事業所等に対し、布マスクの作製等に係る費用の助成金を支給する布マスク作製経費助成金制度を創設した。

（2）児童福祉施設等への対応

3月6日に市内の障がい児通所支援事業所（17施設）に対して、市の備蓄及び寄附のあったマスクや消毒液を配布し、その後も必要に応じて配布した。

学校の臨時休業に伴い国の補助制度として、放課後等デイサービス事業所の体制強化への補助を実施したが、補助対象経費の算定のため、各事業所に資料の作成を依頼する必要があり、年度末の短期間に各事業所に負担をかけることとなった。

また、市の独自支援策として、利用者の利用自粛に伴う収入の減少を支援す

るため、収入が2割以上減少した事業所に対し1法人当たり30万円を上限とする「事業継続支援金」制度を創設し、各事業所に直接案内し、5月から申請受付を開始した。

6月末時点では問い合わせが数件あったものの申請は1件で、改めて周知したところであるが、申請期限を8月末としているため、第2波の影響を考慮し、申請期間の延長も検討する必要がある。

市の直営事業である「すくすく学級」については、感染拡大防止の観点から、春休みの開始を3月13日に繰り上げるとともに、緊急事態宣言を受けて4月8日から5月末までを休業とした。6月1日以降は感染防止対策を強化した上で、利用者を半数にする分散登級を開始し、6月29日から通常保育を再開した。

（3）医療機関等への対応

本市と医療機関とのつながりという点においては、このたびの感染症対策に限らず、日常から芦屋市三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）（以下「三師会」という。）との連携を図りながら、市民の健康の保持・増進に取り組んでいる。

冒頭に記載したとおり、特に芦屋市医師会（以下「医師会」という。）は、休日応急診療所の指定管理者の立場から、1月半ばから、「もし海外渡航歴のある熱発患者が来院したら」を想定し、消防本部や市立芦屋病院、芦屋健康福祉事務所等の関係機関と連携を図りながら、感染拡大防止に取り組んでいた。

中でも、患者の搬送のルールについては、休日応急診療所の当番医へのきめ細かな情報提供を実施し、各医療機関に発信した情報は、必ず市にも提供する仕組みの構築にも尽力いただいた。

実際には、芦屋健康福祉事務所内に「帰国者・接触者相談センター」が設置されたこともあり、休日応急診療所に疑いのある患者からの相談の増加や受診後に救急搬送された事例などはなかったが、それらは早期から、市と医師会、芦屋健康福祉事務所とのルール作りに取り組んでいたことによるものと考える。市の支援策としては、6月1日からPCR検査を実施する医療機関に医師会の医師が出務し、感染症が疑われる患者の診察と検体採取が行えるよう検査体制を強化するとともに、医療機関の従事者が媒介しない、感染しないという観点から、患者が増加傾向にあった3月から5月の間、4回に分けて三師会へのサージカルマスクの提供を行った。

(4) こども・高齢者・障がいのある人への対応

(ア) 育児家庭支援

新型コロナウイルス感染拡大の状況のなか、子育てや育児に不安を抱える保護者への支援として、24時間ＬＩＮＥ等で育児相談ができるサイト「まちの赤ちゃん保健室」の紹介や、外出自粛に伴い子育て親子のつどいのひろば「むくむく」を休止したことから、ＳＮＳを活用した手遊び動画の配信や、『おうちで「むくむく」』としてひろばそのものをオンラインで実施する取組を開始した。自宅に居ながら「むくむく」に参加し、他の保護者との交流や情報交換の場として好評を得たこともあり、今後、テーマごとの「子育てセミナー」など個別のニーズに合わせた内容の実施を検討しているところである。

(イ) 医療的ケア児への支援

医療的ケアの必要な児童の感染予防のための衛生用品等が入手困難な状況に対応するため、県から医療的ケアを必要とする児童の家庭に対して優先的にマスクや消毒用エタノールの支給があったことから、関係機関と連携・協力を図りながら隨時配布した。

(ウ) 高齢者への支援

高齢者バス運賃助成事業などの各種申請等手続きについて、感染予防を目的として郵送で対応できるよう案内文を新たに作成し、可能な限り郵送による手続きを促した。また、「自宅でできる体操」動画及び「自宅でできる！5つの体操」チラシを作成し、ホームページに掲載するとともに、高齢者生活支援センター及び介護予防センター等を通じて周知した。

加えて、広報番組「あしやトライあんぐる」にて、芦屋PTOTST連絡会の協力のもと「自宅でできる運動－健康な体づくり－」を放映した。

また、高齢者生活支援センター及び居宅介護支援事業所のケアマネジャーにより、支援が必要な高齢者に国から届いた布マスクを配布するなどし、感染予防の啓発及び安否確認等を行った。

(エ) 障がいのある人への支援

各種申請等手続きについて、郵送で対応できるようホームページに様式を掲載するとともに、事業ごとに郵送手続きの案内文を新たに作成し、可能

な限り郵送による手続きを促し、感染予防に努めた。

また、芦屋市障がい団体連合会に加入する各団体あてに、市の現況を報告し、会員へ周知いただくよう随時連絡を行った。

点訳・音訳について、感染予防の観点から一時中止したが、感染症関連の情報は緊急かつ重要な情報であることから、感染防止対策を講じて点訳・音訳を依頼し、情報を届けた。

(5) その他

(ア) ゴミ処理

市民の日常生活に欠かすことのできないゴミの収集及び持ち込みゴミについて、職員の感染防止対策を徹底しながら通常体制の維持に努めるとともに収集運搬業者及び環境処理センター施設管理等事業者との連携を図りながら粗大ごみ等の申し込み件数の増加へも臨時的に対応した。

(イ) 福祉活動者への感染防止対策

地域において福祉活動を行っている民生委員・児童委員等へ感染防止のために必要なマスク等の配布を5月から開始し、日々の活動の支援を行った。

(ウ) 消費者生活相談

新型コロナウィルス感染症拡大に伴い、詐欺や悪質商法に関する相談の増加や特別定額給付金を装って個人情報を聞き出そうとする事例の報告を受け、注意喚起のチラシを作成して配布するとともにホームページにて注意を呼び掛けた。この結果、消費生活センターで対応した相談件数は、感染防止の観点から原則電話による相談に集約したもの、4月から6月にかけて前年度より107件の増加となった。

(エ) DV相談

新型コロナウィルス感染症に伴う生活不安やストレスなどにより、DV(配偶者等からの暴力)の増加や深刻化が懸念されることから、ホームページの新型コロナウィルス感染症特設サイトから芦屋市DV相談室(芦屋市配偶者暴力相談支援センター)のページを閲覧できるようにするとともに、24時間、電話やメールで相談ができる内閣府の事業「DV相談+(プラス)」の周知に努めた。

芦屋市DV相談室の4月以降の相談件数は、前年度に比べて増加しているが、そのほとんどは特別定額給付金のDV申出に係るもので、感染症拡大防止のための外出自粛等に起因すると思われる相談はほとんどなかった。

(才) 新型コロナウイルス感染症の患者等への不当な偏見、差別の防止

4月24日から、ホームページにて、患者、濃厚接触者、医療従事者、本邦外出身者等への差別やいじめ、誹謗中傷は許されず、正確な情報を基に冷静な行動に努めるよう促す啓発記事とともに、相談窓口の案内を掲載した。

(力) 医療従事者等への感謝を込めたライトアップ

感染拡大防止の最前線で尽力されている医療関係従事者等への感謝を示すため、兵庫県、県下市町と連携し、本庁舎北館屋上の市章を、4月23日から5月31日の日没から午後10時まで、青色でライトアップした。

第3節 個人向けの支援

このたびの新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言の発令は、市民生活に様々な制約を課すこととなり、その中で市民生活を支える基盤を維持し支援することは、行政としての大きな役割であった。とりわけ市民の関心が高かった「特別定額給付金」については、緊急的な人事異動により体制を整備し、迅速かつ的確に支給することに注力した。また、「水道・下水道基本料金の免除」等の市独自の支援策を実施し、非常時における経済的負担の軽減にも取り組んだ。

具体的取組は次のとおり

(1) 特別定額給付金

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者1人につき10万円を世帯主に給付

【申請期間】令和2年5月1日から令和2年8月24日まで

【申請件数】43,466世帯（6月末時点）

【給付額】92億6,310万円

(2) 相談窓口

家計や仕事、住まい、生活上の困りごとの相談窓口として、専門の相談員が相談に応じ支援するもの

【委託先】芦屋市社会福祉協議会

【相談件数】815 件（6月末時点新規相談者数）

【相談内容内訳】経済的問題について 793 件

その他（生活全般、健康について等） 25 件

（3）住居確保給付金

離職・廃業や、やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住宅を喪失している又は喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の給付金を支給

【申請窓口】芦屋市社会福祉協議会

【支給額】 下記を上限とする

（単身）4万円 （2人）4万8千円 （3～5人）5万2千円
（6人）5万6千円 （7人以上）6万2千円

必要に応じて、芦屋市社会福祉協議会（自立支援相談機関）で支援プランの作成、就労支援員による就労支援等

【支給期間】原則3か月

【支給決定の件数】89 件（6月末時点）

【支給額】570万600円（6月末時点）

（4）生活福祉資金・緊急小口資金

【事業主体】兵庫県社会福祉協議会

【申請窓口】芦屋市社会福祉協議会

（ア）総合支援資金・新型コロナウイルス特例貸付

収入減少や失業等により生活の維持が困難な世帯に対する生活費等の貸付

【対象】生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の利用が原則必要

【貸付限度額】（単身）月15万円以内 （2人以上）月20万円以内

原則3か月以内

【貸付利子】無利子

【据置期間】12か月以内

【償還期間】据置期間終了後10年以内

（イ）緊急小口資金（新型コロナウイルス特例貸付）

休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯に対する貸付

【貸付限度額】10万円以内（以下の要件該当は20万円以内）

- ・世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- ・世帯員に介護の必要な高齢者や障がいのある人がいるとき
- ・世帯員が4人以上いるとき
- ・世帯員に臨時休業した小学校等に通う子の世話を必要な労働者がいるとき
- ・世帯員である個人事業主等の収入減により生活費用が不足するとき

(ウ) 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

【貸付利子】無利子

【据置期間】12か月以内

【償還期間】据置期間終了後24か月以内

- ・世帯主が死亡、重篤な傷病を負った世帯の方：全額免除
- ・世帯主の収入減少が見込まれる世帯の方：前年の合計所得金額に応じた減免割合

(5) 水道・下水道基本料金の免除

すべての給水契約者に対し、水道基本料金及び下水道基本使用料を5月検針分から6か月間免除

【期間】奇数月検針地区：令和2年5月検針分から9月検針分まで

偶数月検針地区：令和2年6月検針分から10月検針分まで

【免除額】(参考：2か月分)(税込)

(水道基本料金)(下水道基本使用料)(合計)

口径 13mm	1,980円	1,166円	3,146円
口径 20mm	2,486円	1,166円	3,652円
口径 25mm	3,300円	1,166円	4,466円
口径 40mm	5,588円	1,166円	6,754円

(6) 各種保険料の減免関係

(ア) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免

【期間】令和2年2月1日から令和3年3月31日までに普通徴収の納期限(特別徴収は特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの

【減免額】

- ・ 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った世帯の方：全額免除
- ・ 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方：前年の合計所得金額に応じた減免割合

(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免

【期間】 令和2年2月1日から令和3年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収は特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

【減免額】

- ・ 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った世帯の方：全額免除
- ・ 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方：前年の合計所得金額に応じた減免割合で減額

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減免

【期間】 令和2年2月1日から令和3年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収は特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの

【減免額】

- ・ 主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った世帯の方：全額免除
- ・ 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方：前年の合計所得金額に応じた減免割合で減額

(7) 傷病手当金

(ア) 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給（国民健康保険）

【期間】 令和2年1月1日から令和2年9月30日まで
ただし入院が継続する場合は最長1年6月まで

【支給対象日】 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日

【支給額】 直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額（1日あたり）

【支給期間】支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間

(イ) 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給（後期高齢者医療）

【期間】令和2年1月1日から令和2年9月30日まで
ただし入院が継続する場合は最長1年6月まで

【支給対象日】労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日

【支給額】直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額（1日あたり）

【支給期間】支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間

(8) 各種税の軽減関係

(ア) 申告期限及び納付期限の延長

外出自粛により銀行等での窓口納付が困難な納稅義務者からの申し出により、固定資産税・都市計画税の納付期限（第1期・4月30日）を6月30日まで、軽自動車税の納付期限（6月1日）を7月31日まで、それぞれ延長した。

また、外出自粛や在宅勤務等のやむを得ない理由により期限内の申告・納付が困難な法人に対して、法人市民税及び事業所税の申告・納付期限を延長した。

(イ) 徴収猶予の特例の創設

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」（令和2年4月7日閣議決定）に伴い、収入が大幅に減少した納稅義務者に対して、無担保・延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を創設し運用を開始
(令和2年5月1日市税条例改正)

(ウ) その他の特例措置の創設・拡充

上記(イ)の閣議決定に伴い、以下の特例措置を創設・拡充

(令和2年6月29日市税条例改正)

- ・中小事業者等が所有する償却資産・事業用家屋に係る固定資産税・都市

計画税の軽減措置の創設

- ・生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充
- ・軽自動車税環境性能割の臨時の軽減の延長
- ・住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ・寄附金税額控除の対象拡充（中止・延期等となった行事等）

（9）その他

（ア）市営住宅の一時提供

市内在住又は在勤の方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により、住居の退去を余儀なくされた方に、居住の安定を図り自立を支援するため、一時的に使用できるよう市営住宅の提供を開始した。

（イ）子育て世帯臨時特別給付金

国の施策として子育て世帯を支援するため、児童手当（本則給付）を受給する0歳から中学生のいる世帯（令和2年3月31日時点）に対して臨時特別給付金を支給した。

広報紙やホームページにより周知するとともに、5月22日には公務員を除く対象者に個別案内を送付のうえ6月中には支給を完了し、公務員については6月1日から申請受付を開始し、7月末の支給を予定している。

また、同じく国の施策として低所得のひとり親世帯に対する臨時特別給付金についても6月議会において予算の補正を行い、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯へは7月末の支給を予定している。

（ウ）妊婦へのマスク配布

感染拡大防止対策の一環として、5月12日より特に感染リスクの高い妊婦に対して1人10枚のマスク配布を開始した。広報紙やホームページで周知するとともに、すでに母子健康手帳を交付済みの方に対しては直接郵送し、その後は隨時、手続きの際に配布している。

（エ）マスク及び応援メッセージの募集

感染拡大に伴いマスクが不足している医療関係団体や福祉施設等を支援するため、5月14日より市役所・ラポルテ市民サービスコーナー、市内12か所の各郵便局、市内5か所のコープこうべ各店舗にマスクポストを設置し、

市民にマスクと医療従事者等への応援メッセージの募集を行った。いただいたマスクは、マスクを必要とされている医療関係団体、高齢者施設、障がい者施設、教育施設へ提供した。

（才）自転車駐車場学割定期利用料金の返還

学生に対して「新型コロナウイルス感染対策」による学校の臨時休業に伴う、4月・5月分の市営自転車駐車場の学割定期利用料の返還を行った。

第4節 事業者向けの支援

兵庫県からの休業要請を踏まえ、事業者の経営継続を支援するため県と市の協調事業として支援金を給付するとともに、飲食店等食事提供施設やホテル・旅館を営む個人事業主に対しては市独自に支援金を追加支給した。さらに、SNSを活用したティクアウトやデリバリーの情報発信を市民や事業者に促し、現在は、物販やサービス業も含めて広がりを見せている。

また、金融機関等への融資申請が集中し、融資実行まで長期間を要している状況であったため、無利子・無担保での緊急融資制度を設けたほか、国の家賃支援に先行して、個人事業主向けに事業所賃料支援も実施した。

具体的取組は次のとおり

（1）緊急融資制度

【対象】市内に本店（もしくはこれに類する事業所）があり、かつ事業実態がある中小企業・小規模事業者・個人事業主

【期間】令和2年5月7日から令和2年6月30日まで

【内容】50万円貸付（無利子・無担保 12か月間の据置き後一括返済）

【貸付件数】101件（6月末現在）

【貸付額】5,050万円（6月末現在）

（2）休業要請事業者経営継続支援金（追加支援金）

※4月15日～5月6日の休業要請分

【対象】①兵庫県・市町協調の休業要請事業者経営継続支援金の支給決定通知を受けていること。

②芦屋市内に本店事業所（もしくはこれに類する事業所）を置いていること。

③個人事業主であること。

④飲食店等食事提供施設またはホテル・旅館(集会の用に供する部分)を営んでいること。

【期間】令和2年5月21日から令和2年8月7日までの予定

【内容】休業等開始日が①4月15日～21日 15万円支給
②4月22日～28日 10万円支給
③4月29日 5万円支給

【支給件数】10件(6月末現在)

【支給額】150万円(6月末現在)

(3) 休業要請事業者経営継続支援金(追加支援休業要請延長分)

※5月7日以降の休業要請分

【対象】①兵庫県・市町協調の休業要請事業者経営継続支援金(追加分)の支給決定通知を受けていること。

②芦屋市内に本店事業所(もしくはこれに類する事業所)を置いていること。

③個人事業主であること。

④飲食店等食事提供施設またはホテル・旅館(集会の用に供する部分)を営んでいること。

【期間】令和2年7月から令和2年10月までの予定

【内容】5万円支給

(4) 個人事業主事業所賃料支援

【対象】①芦屋市内に事業所・店舗(消費者に面对面で販売・サービス提供するものに限る)がある個人事業主

②令和2年5月1日現在、賃貸借契約中であること。

③売上の減少が下記ア～エのいずれかに該当すること。

ア 令和2年3月または4月のいずれか単月の売上が、前年の同じ月との比較で50%以上減少している。

イ 令和2年3月から4月までの2か月間の売上が、前年の同じ期間との比較で30%以上減少している。

ウ 【平成31年4月2日以降に創業した方】令和2年3月または4月のいずれか単月の売上が、創業後の任意の月との比較で50%以上減少している。

エ 【平成31年4月2日以降に創業した方】令和2年3月から4月までの2か月間の売上が、創業後の連續する任意の2か月間との比較で30%以上減少している。

④以下のいずれかの業種を営んでいること。

小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、学習支援業、医療・福祉業

【期間】令和2年5月21日から令和2年6月30日まで

【内容】一律10万円の支給

【支給件数】292件（6月末現在）

【支給額】2,920万円（6月末現在）

（5）市内飲食店応援サイト・インスタグラムでの情報発信

新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けている市内の飲食店について、テイクアウトやデリバリー商品の情報を市民、飲食店それから情報発信することにより応援する取組として、4月27日にインスタグラム「#芦屋エール飯」を開始した。併せて、ホームページで、有志が運営する同趣旨の取組も紹介し、市内飲食店の方が出演する応援動画も公開した。

また、ステップ2として飲食店などの利用制限が解除されたことに伴い、外食を対象に加え、更に市内物販・サービス事業者を応援する「#芦屋エール店」を6月29日から開始した。

第5節 市民への広報・報道対応

日々変化するコロナウイルス感染症に関する状況と本市の対応を、本市が持つ種々の広報媒体（広報紙・ホームページ・SNS・市内広報掲示板など）の特性を活かして発信することで、市民へ迅速かつ的確に情報を届ける広報活動に努めた。

特に市民・市内事業者への迅速な対応を呼びかける情報については、チラシを全戸配布することで対応し、広報車や防災行政無線を通じて「感染拡大防止の啓発」を呼びかけるなどの対応も行った。また、外国人住民に向けた広報として、10か国語に対応する多言語情報配信クラウドサービスの利用を開始したほか、緊急事態宣言の発令時には、自治会連合会など市内団体等にも協力を依頼し外出自粛等の周知を図るなど、情報の発信と共有に努めた。

また、報道機関へも積極的に本市の情報を提供することで、メディアを活用した広報活動に努めた。

(1) 広報紙の活用（特集の活用）

広報あしやでは3月号からコロナウイルス感染症への注意喚起をはじめ、4月号から6月号までは毎月「新型コロナウイルス感染症対策」の特集を組み、新型コロナウイルス感染症への相談窓口や感染予防の方法、市民や事業者への支援内容を掲載するなど幅広い情報の発信に努めた。

全戸配布していることにより全ての市民が見ることができる媒体であることから、各号の発行時点で市民の皆さんへ伝えるべき記事を集約し掲載した。

また、可能な限り各号の発行直前まで編集作業を行い、日々変化する情報に極力対応するよう工夫した。

広報紙での取組は以下のとおり。

- ・3月号（5面）注意喚起
- ・4月号（4面）市長メッセージ・感染拡大への注意喚起
- ・5月号（表紙タイトル上部）注意喚起
（4・5面）市長メッセージ・感染拡大への注意喚起・支援内容等
- ・6月号（表紙タイトル上部）注意喚起
（4・5面）市長メッセージ・感染拡大への注意喚起・支援内容等

(2) ホームページ・SNS・広報番組の活用

ホームページでは、国内初の患者が確認されたため、1月20日に「中国武漢で原因不明の肺炎」の注意を促す文書を掲載した。1月24日には、市と市立芦屋病院ホームページの「注目情報」「お知らせ」欄のトップで注意喚起を行った。

2月28日からは、新型コロナウイルス感染症対策のページを作成し、本市の患者数や学校等に関する情報、イベント・市立施設の情報、市民・事業者への支援内容など多岐にわたる情報を集約することで、閲覧者が求めている情報を取得しやすいように掲載した。

「新型コロナウイルス相談窓口」や「緊急事態宣言」など特に重要な情報については注目バナー（自動切換画面）を作成しサイト内で目立つように工夫した。

時間の経過とともに支援策など掲載する内容が多くなったため、6月には「新型コロナウイルス感染症特設サイト」を開設し、項目別のアイコンから必要な情報を見つけやすくできるよう改善を図るとともに、即時に情報が発信できる特性を活かし、日々変化するコロナウイルス感染症に関する状況と本市の対応を遅滞なく更新し、市民へ伝えるべき情報を速やかに発信するように努めた。

また、フェイスブックを活用し、新型コロナウイルス感染症に関するホームペ

ージの更新情報や緊急事態宣言の発出情報などを積極的に市民へ呼びかけた。

広報番組では、3月1日から「新型コロナウイルス感染症」に関する情報などをお知らせするとともに、4月1日からは、更新ごとに市長が出演し、市民に向けたメッセージを発信して注意喚起や外出自粛要請などを行った。

ホームページ・SNSの活用は以下のとおり。

【ホームページ】

- 1月 20日 「中国武漢で原因不明の肺炎」注意喚起
- 1月 24日 「注目情報」「お知らせ」欄のトップに注意喚起を掲載
- 2月 28日 新型コロナウイルス感染症の集約ページ作成
 - イベント中止・延期ページ作成
 - 「新型コロナウイルス感染症集約ページ」注目バナー作成
- 3月 6日 「新型コロナウイルス相談窓口」注目バナー作成
- 3月 12日 市立施設の貸室閉鎖・利用制限ページ作成
- 3月 25日 「お花見の注意喚起」注目バナー作成
- 4月 7日 「緊急事態宣言」注目バナー作成
- 4月 28日 「ゴールデンウィーク外出自粛」注目バナー作成
- 5月 19日 「特別定額給付金」注目バナー作成
- 6月 4日 「新型コロナウイルス感染症特設サイト」開設
- 6月 24日 市立施設の利用ページ・ガイドラインページ作成

【フェイスブック】

- 2月 26日 イベント中止情報
- 2月 28日 ホームページの情報更新
- 3月 11日 市内感染症患者の報告・市立施設の貸室閉鎖
- 3月 26日 ホームページの情報更新
- 4月 7日 緊急事態宣言の発令情報
- 4月 9日 市立施設の閉鎖・利用制限、市主催イベントの延期・中止
- 4月 14日 ホームページの情報更新
- 4月 27日 自粛期間（おうち時間）の楽しみ方（むくむく）動画
- 5月 1日 外出自粛のお願い
 - #芦屋エール飯
- 5月 7日 自粛期間（おうち時間）の楽しみ方（むくむく）動画
- 5月 22日 自粛期間（おうち時間）の楽しみ方（むくむく）動画

【インスタグラム】

- 4月 27日 #芦屋エール飯
- 5月 11日 #芦屋エール飯動画

【ツイッター】

- 3月 12日 市立施設の貸室閉鎖
- 4月 9日 市立施設の閉鎖・利用制限、市主催イベントの延期・中止
- 5月 1日 外出自粛のお願い
- 5月 14日 マスクと応援メッセージの募集
- 6月 3日 感染症対策を踏まえた避難

(3) 広報掲示板及び全戸配布ビラの活用

ホームページ等を閲覧することができない市民へも情報を届けるため、2月27日から「市主催イベント等の延期・中止」、「市立施設の利用制限」、「緊急事態宣言発令」等の情報を適時、広報掲示板へ掲示した。

小まめな掲示物の貼り替えや必要に応じて追加で掲示するなど、日々変化する新型コロナウイルス感染症に関する状況に対応するよう努めた。

また、「市立施設の貸室閉鎖」、「緊急事態宣言」、「特別定額給付金の申請書の郵送開始」などは、啓発ビラを全戸に配布し、広く市民への情報発信を行った。

広報掲示板・全戸配布ビラの取組は以下のとおり。(市立施設にも掲示)

- 2月 27日 ~ 帰国者・接触者相談センター設置
市主催イベント等の延期・中止
手洗い・マスクの着用を含む咳工チケット
- 3月 3日 ~ 帰国者・接触者相談センター設置
市主催イベント等の延期・中止延長
- 3月 12日 ~ 市立施設の貸室閉鎖、市長メッセージ(全戸配布ビラ)
- 3月 25日 ~ 市主催イベント等の延期・中止、市立施設の利用制限延長
密を避けて外出しましょう！
- 4月 7日 ~ 緊急事態宣言・外出自粛要請、市立施設・屋外施設の閉鎖
等、市長メッセージ(全戸配布ビラ)
- 4月 14日 ~ 緊急事態宣言・外出自粛要請、市立施設・屋外施設の閉鎖
等、市長メッセージ
- 5月 1日 ~ 市立施設の貸室閉鎖延長、市長メッセージ

5月 19 日 ~ マスクポスト設置のお知らせ

5月 20 日 ~ 特別定額給付金申請書の郵送を開始（全戸配布ビラ）
給付金サギに注意！！（全戸配布ビラ）
電話相談窓口のご案内（全戸配布ビラ）

5月 22 日 ~ 市立施設の利用再開、市長メッセージ

6月 1 日 ~ マスクポスト設置のお知らせ（延長）

6月 12 日 ~ 新しい生活様式、市長メッセージ
熱中症予防
マスクポスト設置のお知らせ（延長）

6月 26 日 ~ 热中症予防
マスクポスト設置のお知らせ（延長）

（4）市内巡回（道路パトロールカーによる市内パトロール等）

4月 7日の緊急事態宣言を踏まえ、防災行政無線等を通じて、「手洗い・消毒の励行」、「外出自粛の要請」の呼びかけを始めたことと併せて、4月 14 日からは、人が密集することが想定される公園等の巡回パトロールを開始した。

特に、規模が大きい「総合公園」をはじめ、「宮塚公園」、「大樹公園」等は、利用者が多く「密接」が懸念されたが、適切な距離を保ちながら利用している市民が多く見受けられた。

この頃になると、市民からも「〇〇で、人が密集しています。」「集まらないよう呼びかけて欲しい。」等、感染拡大を懸念する声が寄せられるようになった。

そのため巡回パトロールについては、車載マイクでの呼びかけに留まらず、職員が車外に出て、直接公園等の利用者に「身体的距離の確保」をお願いするチラシを配布するなど工夫しながら取り組んだ。

巡回パトロールは、道路パトロール用の車の外装と注意喚起のアナウンスに市民の注目が集まっていたため、巡回については一定の効果があったと思われる。

この取組は、ゴールデンウィーク期間中も含めて 5月 29 日まで計 37 回実施し、また、同期間中は、子どもたちの見守りも兼ねて、青色パトロールカーでも注意喚起のアナウンスしながら市内全域を巡回した。

加えて、ゴールデンウィーク期間中の4月 28 日から5月 6 日は、パトロールの車を増やし、市外からの行楽客も啓発の対象として、奥池なども含めて巡回を行った。

(5) あしや防災ネット

- 3月 12 日 市立施設の貸室閉鎖
- 4月 9 日 市立施設の閉鎖・利用制限、市主催イベントの延期・中止
- 5月 1 日 外出自粛のお願い

(6) 防災行政無線

4月 15 日から5月 21 日までの間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内全域で外出自粛の協力依頼の放送を行った。うち、5月 1 日から 5 月 15 日までの間は、市長の音声にて直接呼びかけを行った。

(7) 市民からの問い合わせ、意見、要望等

お困りです課では、窓口、電話、ホームページの問い合わせフォーム等を通じて、市民からの問い合わせや、意見・要望等を受け付けているが、新型コロナウイルス感染症に関連する問い合わせ等の件数は、2月が 19 件（最初の受付は 2月 4 日）、3月が 88 件、4月が 384 件、5月が 232 件、6月が 120 件であった。また、1日における受付件数が最も多かったのは、4月 6 日の 80 件であった。内容については、2月から4月までは芦屋市立学校園に関する内容、また、国、県、市の施策への意見・要望等が多く寄せられた。5月以降は、10万円の特別定額給付金や、生活全般に関することについて多く寄せられた。

（資料編資-36・37 参照）

(8) 電話相談窓口の周知

新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛下における市民の日常生活相談等について、既存の対面による相談から予約制や電話相談等への切替えを推進するため「電話相談窓口一覧」を改めて作成し、「特別定額給付金」の案内や「給付金の詐欺」の注意喚起に関するチラシとともに全戸配布を行うとともに、市内 12 か所の各郵便局と市内 3 か所のコープこうべの各店舗に配架した。

(9) その他

ふるさと寄附の募集

市が実施する感染拡大防止策への支援を募るため、5月 7 日から 12 月 31 日までの期間を対象として、ふるさと寄附の募集を開始した。

寄附額 54 件 173 万円（6月末時点申請受付分）

第6節 職員への対応

（1）時差出勤

市職員の感染拡大を防止する観点から、通勤ラッシュの時間帯を避けるため、3月3日から全職場（勤務シフト制により実施できない職場を除く）、全職員（希望する者）を対象に時差勤務を実施し、積極的な活用を促した。

なお、時差の範囲は、正規の勤務時間（通常9時00分～17時30分）から30分又は1時間を前後にずらした4パターンで実施し、1日の勤務時間の変更はない。この取組は、感染拡大の状況を見ながら現在も継続している。

（2）特別休暇

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及びその後に安倍首相から出された学校園等の臨時休業の要請等を踏まえ、3月2日から、新型コロナウイルス感染症の影響により、出勤することが著しく困難であると認められる場合に特別休暇が取得できるよう対応した。

（3）在宅勤務

緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月15日から市民サービスを低下させないことを前提に、出勤する職員を3分の1以下にすることを目標として在宅勤務を実施した。この取組は、緊急事態宣言が解除されたことを受け一旦は5月31日までとしたが、その後も「ひょうごスタイル」の実践として各職場の状況に応じて取組を継続している。

なお、在宅勤務実施期間中（4月15日から5月31日まで）の出勤抑制率（在宅勤務+特別休暇等）は38.29%で、目標の3分の1までは達成できていないが、各職場で可能な限り在宅勤務を実施することで、業務の精選やワークシェアなどの意識が醸成された。

第3章 第2波に向けて

本章では、「新しい生活様式」を踏まえ、第2波に向けた感染拡大防止対策の取組と課題について触れる。

1 市民の生活習慣

5月1日には、国が「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」が「感染拡大を予防する新しい生活様式の普及等」について公表し、5月4日には、「新しい生活様式」の実践例を公表した。

これらを踏まえ、本市においても、ホームページにおいて、「身体的距離の確保」、「手洗いの励行」、「マスクの着用」の3つを感染防止対策の基本とし、日常生活や職場、各業種において対応の協力を求めた。

5月26日に兵庫県が、国が示した「新しい生活様式」を「ひょうごスタイル」として推進することを公表したことを受け、本市においても、市民が「withコロナ」の認識を持って行動変容に結び付けることができるよう様々な機会をとらえて呼びかけてきた。

「新しい生活様式」の定着までにはまだまだ時間を要することや、定着による成果や効果もその評価が困難であるため、引き続き、「3密（密閉・密集・密接）」（以下「3密」という。）を回避すること、マスクの着用、消毒・換気の徹底等の3つの基本の対策を講じていただくとともに、職場においても、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、3密の防止など感染拡大を防止する「新しい働き方」も求められる。

今後も息の長い取組として、市民とともに「新しい生活様式」の定着に取り組むことが、感染拡大防止に何より重要である。

2 事業者支援

現在実施中の支援のうち、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証及び危機関連保証では、引き続き、認定作業を迅速に行い事業者の資金調達を支援するとともに、県と市の協調事業である休業要請事業者経営継続支援制度の本市独自加算についても、申請書類を集中的に審査し最短期間での支給に努めることにより事業者の資金繰りに寄与していく必要がある。加えて、商工団体等との連携を通じて市内事業者の現状を把握し、時機に応じた支援を今後も引き続き検討していくなければならない。

また、コロナ禍における「新しい生活様式」として推奨されているキャッシュ

レス決済を活用した事業者支援の取組も実施に向けて検討している。

一方、国、県及び市の実施する事業者支援策が多岐にわたっており、必要な情報が得られなかつたという声も寄せられたことから、ホームページや広報紙を中心とする従来の手法に加え、SNS等新たな周知方法を活用していくことも今後の課題である。

3 教育体制

新型コロナウイルスの感染の収束が見通せない中で、今後、子どもたちの安全を最優先に確保しながら学校園を運営するには、可能な限り「新しい生活様式」を意識した授業、行事について工夫・改善に取り組む必要がある。日々の学校園運営の中で「3密」を避け、マスクの着用、手洗い、消毒、換気等を徹底するとともに、更なる感染拡大による再度の臨時休業を実施しなければならない事態も想定し、小中学校においては、オンライン学習等の実施のための環境整備及び現在の環境下におけるタブレット等のICTの新たな活用方法を検討し、取り組みを進めているところである。

また、すでに配置済みの学校も含め、全ての小中学校にスクール・サポート・スタッフを新たに配置することにより、長い休業期間による授業時数の不足分を確保する教職員の業務軽減を図ることも重要である。

4 地域コミュニティ

緊急事態宣言による外出自粛期間中の自治会や市民活動では、各団体の総会時期と重なり対面での活動ができないため、書面表決による開催やオンラインツールを活用した活動に切り替えるなど、集まらずに開催できる方法を検討し、実施されていた。あしや市民活動センターにおいても、オンライン相談やオンライン・オフライン両方での事業を開催している。

緊急事態宣言解除後も地域でのイベント等の中止が続く中、一部地域では感染症対策を講じてイベントを再開したところ、例年よりも参加者数が増えるなど地域で参加する場が求められている傾向がうかがえる。

また地域の民生委員・児童委員、福祉推進委員は、一人暮らし高齢者等を中心に、手紙のポスティングや電話連絡等による見守り活動を行ったり、集いの場の主催者が参加者に手紙を送付するなど、対面できない中でもつながりが途切れないと工夫しながら活動を継続していた。緊急事態宣言解除後には、ICTの活用により、再び外出自粛となった場合にも活動が継続できるように話し合いを行

っているグループもあった。

しかし、現在も地域の集いの場等では、以前と同様に多くの人が集まり、おしゃべりや合唱を行うことが困難となっている状況や、感染予防から集いの場への参加の自粛を継続されている方もいることから、安心して開催・参加できるようには感染予防に配慮した環境整備が求められる。

今後は、社会福祉協議会や地域支え合い推進員等の地域活動を支える専門職とともに先進的な事例の収集と情報の発信等により、新しい活動方法を学び実践していくことが必要である。

5 行政の業務改革

今回の新型コロナウイルス感染症の対策において、最も効果があったと判断されるのは、緊急事態宣言の発令に伴う「外出自粛」であり、人ととの接触を最小限に抑えることが結果として感染拡大を防止する大きな効果をあげたと考えられる。

その意味において、コロナ禍の中で今後の行政に求められるものは、市民が極力来庁せずに手続が完了する仕組み（郵送や電子申請等）による利便性の向上である。今後、国の動きも見据えながら、マイナンバーカード等の活用による各種申請の電子化の拡大や市立施設利用料金のキャッシュレス化、市民がいつでも予約できる市立施設の利用予約のオンライン化の拡大など早期に検討すべき課題である。

また、収束の見えない新型コロナウイルスとの共生社会における「新しい生活様式」を見据え、行政においても職員の働き方及び情報管理上の課題を整理したうえで、Web会議を始めとするテレワークを推進し、更なる感染防止対策を図ることが重要である。

次なる感染拡大の到来に備え、感染拡大期でも継続しなければならない業務の精査を行い、不要不急の業務を見合わせることにより、感染防止対策業務に専念する職員を捻出できる体制を備えておくことも第1波対応からの教訓である。

6 備蓄体制

3月以降の全国的な感染拡大期において、マスク、アルコール消毒液、防護衣などの感染防護用品の入手が困難な状況に陥ったことから、市で備蓄していた感染防護用品を緊急的に活用することとなった。

現在は、流通回復の状況に合わせて、マスクや消毒液、手袋や防護服、フェイス

シールドのほか、非接触型体温計も追加購入し、段階的に備蓄量を増やしているところである。

7 災害対応

自然災害と感染症との「複合災害」への備えとして、災害発生時の避難所での感染拡大防止対策を図るために、次の3つの対応方針を定めた。

第1に、避難行動のあり方については、真に立ち退き避難が必要な人は躊躇せずに行動することを前提とした上で、在宅避難や縁故避難を促すとともに、避難に伴う感染症対策用品の備えについて引き続き周知を図ること。

第2に、避難所においては、「3密」を防ぐために、身体的距離を確保したレイアウトや定期的な換気を徹底、マスクや上履きの着用、手洗い消毒の徹底、症状のある方や濃厚接触者の避難スペースの分離、避難者の健康チェック等の対策を施した運営を行うとともに、感染防止対策に必要な備品について順次配備を進めること。

第3に、感染拡大防止対策を踏まえた避難所開設・運営マニュアル（案）を作成し検証訓練を実施するとともに、今後は、状況の変化や新たな知見等を踏まえオンライン相談の導入等必要に応じて対応方針の見直しを行うことである。

8 医療体制

本市は保健所設置市ではないため、患者や家族、濃厚接触者と直接関わることはないが、芦屋健康福祉事務所と医療機関等が情報共有しながら適切な支援に結び付けていく必要がある。

冒頭で記載したとおり、指定感染症として位置づけられない時期は、医師会と市が連携しながら救急搬送のルールを予め決めていたように、顔の見える関係が築きやすい本市の強みを生かして、今後も協力しながら、感染拡大防止に取り組んでいかなければならない。特に第1波では、高齢者が患者の多くを占めていたが、最近では20歳代、30歳代の若年層の患者も徐々に増えている兆候も見え始めている。

若年層の患者についてはその患者の治療だけでなく、その世代が抱えている子育てや介護の支援が必要になるため、患者・家族の世帯が安心して治療に専念できるよう、今後もより一層、医療・保健・福祉の各関係機関が綿密に情報を共有し、連携強化を図りながら感染拡大防止に努めていかなければならない。

おわりに

本書の作成に着手した7月は、全国的に感染防止対策と社会経済活動の両立へと対策の方向性の舵が切られた時期で、それに呼応するかのように、再び患者が増加し始めた時期でもあった。

兵庫県では、7月17日に県内での新規患者数が24人となり、直近1週間の新規患者数の平均が10.7人となったことで「感染警戒期」に入ったと発表し、改めて県民、事業者、学生を含む若者に感染の再拡大を警戒するよう注意喚起を促した。

その後23日には直近1週間の新規患者数が20人を超えたことで「感染増加期」に入り、6日後には「感染拡大期1」に、さらにそのわずか3日後には「感染拡大期2」へと急速に新規患者数が増加した。

兵庫県は、この感染拡大の状況を踏まえてその対処方針で、入院病床数の更なる確保等のほか、PCR検査の拡充について、「医療機関や社会福祉施設、学校等で陽性患者が確認され、クラスターの発生が懸念される場合は、濃厚接触者以外にも幅広く関係者のPCR検査を実施し、感染拡大防止に努める」と発表した。

本市ではこれまで、人口比率では高い感染割合であったものの、幸いにもクラスターなどの大規模な感染拡大は起こっていなかったが、7月には再び患者が増え始め、新たに19名が確認され、8月に入ってからは16日まで既に33名の患者が確認されている。特に8月2日には1日で最多となる9名の患者が確認され急激な再拡大が懸念されている。とりわけ、患者累計79名のうち40歳代まで約6割を占めており、また、これまで発生していなかった10歳未満の子どもの感染が確認されるなど、感染拡大の影響が及ぶ範囲を「患者個人」ではなく「世帯」として捉え直すことで、患者やその家族と職場や学校、福祉施設等との繋がりを想定し、それらの関係施設と迅速に情報を共有することの重要性を改めて認識することになった。

これらを踏まえ、患者への対応を直接管轄する芦屋健康福祉事務所と、改めて迅速な情報共有のルール化と協力体制の強化について再確認したところである。

第1波の対応においては、市立施設の閉鎖やイベントの延期・中止、外出の自粛や事業者への休業要請など一律の対策をとってきたため、市民生活に大きな影響を及ぼすこととなったが、長期化が予想される新型コロナウィルス感染症対策については、本書の作成をとおして浮かび上がった課題を踏まえ、「新しい社会」の実現に向け、市と市民・事業者とが連携・協力し一丸となって取組を進めていく必要がある。

芦屋市新型コロナウィルス感染症対策本部

企画部 危機管理担当

こども・健康部 健康課

都市建設部 防災安全課